

「湯沢雄勝広域市町村圏組合 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成28年度における職員の人事行政等の状況についてお知らせします。

1. 職員の任免・職員数の状況

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		増減	理由
		28年	29年		
管理者部局	総務	6	7	1	消防庁舎建設室の設置
	民生	1	2	1	配置換え
	衛生	4	3	△1	配置換え
	火葬	2	1	△1	再任用職員を配置
	ごみ処理	12	11	△1	再任用職員を配置
	し尿処理	8	8		
消防部局	消防	155	155		
計		188	187	△1	

\*職員数は再任用職員、臨時職員、非常勤職員は除く。

(2) 採用試験の状況

消防職員採用試験

(平成28年度第1回)

区分	採用予定 人員(A)	申込者数		第1次試験					
		(B)	うち 女性	受験者数		合格者数		受験率 C/B	倍数 C/D
				(C)	うち 女性	(D)	うち女 性		
上級	若干名	7	1	5	0	2	0	71.4%	2.50
中級		3	0	3	0	3	0	100.0%	1.00
初級		6	0	5	0	1	0	83.3%	5.00
合計		16	1	13	0	6	0	81.3%	2.17

区分	第2次試験				最終倍 率 C/F	辞退者数		
	受験者数		合格者数			受 験 率 E/D	うち女性	
	(E)	うち 女性	(F)	うち 女性				
上級	2	0	2	0	100.0%	2.50	0	0
中級	2	0	1	0	66.7%	3.00	0	0
初級	1	0	1	0	100.0%	5.00	0	0
合計	5	0	4	0	83.3%	3.25	0	0

消防職員採用試験

(平成 28 年度第2回)

区分	採用予定 人員(A)	申込者数		第1次試験					
				受験者数		合格者数		受験率	倍数
		(B)	うち女 性	(C)	うち女 性	(D)	うち女 性	C/B	C/D
上級	若干名	3	0	2	0	1	0	66.7%	2.00
中級		3	0	3	0	2	0	100.0%	1.50
初級		3	1	3	1	3	1	100.0%	1.00
合計		9	1	8	1	6	1	88.9%	1.33

区分	第2次試験					最終倍 率 C/F	辞退者数	
	受験者数		合格者数		受験 率			
	(E)	うち女 性	(F)	うち女 性	E/D			うち女性
上級	1	0	0	0	100.0%	—	0	0
中級	2	0	1	0	100.0%	3.00	0	0
初級	3	1	0	0	100.0%	—	0	0
合計	6	1	1	0	100.0%	8.00	0	0

管理者部局 職員採用

(平成 28 年度)

区 分	採用人員	事由
選考採用	1名	前職が構成市町村における危機管理職員であり、その識見を組合において必要とすることから、採用したものを。

2. 職員の人事評価の状況

組合では人事評価制度を導入し、評価基準の開示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入したほか、評価者及び被評価者を対象とした定期的な研修を実施しています。

3. 職員の給与の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均年齢
一般行政職	279,800 円	56,507 円	39.0 歳

## 職員手当の状況

(平成28年度)

区分		期末手当	勤勉手当	合計
支給割合	6月支給	1. 175月分	0. 775月分	1. 950月分
	12月支給	1. 325月分	0. 825月分	2. 150月分
	合計	2. 500月分	1. 600月分	4. 100月分

## その他の主な手当

(平成29年4月1日現在)

手当の名称	支給金額・内容
扶養手当	配偶者 10,000 円 配偶者の無い扶養親族 1 人目 9,000 円 子 8,000 円 その他扶養親族 6,500 円
住居手当	借家等に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高 27,000 円
通勤手当	自家用車 最高 31,600 円 (通勤距離 2 km 以上) 交通機関 最高 55,000 円
寒冷地手当	1 1 月から 3 月まで各月の初日に在職する職員に支給 世帯主で扶養親族のある職員 月額 17,800 円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 10,200 円 その他の職員 月額 7,360 円

## 特別職・議員の給与・報酬

(平成28年度)

区分	給料・報酬
管理者	年額 45,000 円
副管理者	年額 35,000 円
議長	年額 40,000 円
副議長	年額 35,000 円
議員	年額 30,000 円

## 4. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況 (平成29年4月1日現在)

勤務時間	休憩時間
午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	正午から 午後 1 時 00 分まで

\*このほか火葬場職員・消防職員については特別の勤務時間を定めている。

## 主な休暇制度

(平成29年4月1日現在)

年次休暇	1 年度につき 20 日与えられる。残日数 (最高 20 日) は翌年度に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷また疾病により出勤できないと認められる場合に与えられる。医師の診断書が必要。

介護休暇	配偶者や父母等の介護をするために勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。
主な特別休暇	結婚休暇 職員が結婚する場合。 出産休暇 女性職員が出産する場合。 忌引休暇 親族が死亡した場合の喪に服する期間。 夏季冬季休暇 心身の健康維持、増進また充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合。1年度に5日

### 5. 分限及び懲戒処分者の状況

#### ○分限処分 (平成 28 年度)

区分	計
免職	0 人
降任	0 人
休職	1 人
降級	0 人

分限処分：勤務実績不良、心身の故障、刑事事件の訴追などの事由によって職責を十分に果たせない場合に行われる処分で、公務の適正な運営確保のため行う処分。

#### ○懲戒処分 (平成 28 年度)

区分	計
免職	0 人
停職	0 人
減給	0 人
戒告	0 人

懲戒処分：職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非行や服務違反をした場合に行う処分。

### 6. 職員のサービスの状況

地方公務員法第 30 条より「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

誠実かつ公平に職務を執行することを求められており、法令等及び信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、服務上の強い制約が課されています。

### 7. 職員の退職管理の状況

平成 28 年 3 月「職員の退職管理に関する条例」を定め、課長級以上の職員であった者に、再就職した場合は届出を求めるなど退職管理の整備を行なっています。

#### ・課長級以上の退職者数 (平成 28 年度)

退職者数 (退職後 2 年以内)	うち再就職者数	
	再任用職員	民間企業
2 人	0 人	1 人

## 8. 研修の状況

職員研修を計画的に実施して職員の能力向上等に努めています。

(平成 28 年度)

会 場	内容	修了者数
秋田県自治研修所	人事評価者研修	2
	能力開発研修	7
	係長級研修	1
	課長補佐級研修	3

## 9. 職員の福祉及び利益保護の状況

(平成 28 年度)

区 分	事業主体	内 容
職員の福利厚生	市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の病気・けが・出産・休業又は災害に対して必要な給付を行う（短期給付）</li> <li>・職員の退職・障害又は死亡に対して年金・一時金の給付事務を行う（長期給付）</li> <li>・健康診査や健康増進事業、貯金事業、住宅貸付などを行う（福祉事業）</li> </ul>
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	職員が公務上受けた労働災害について公務員災害補償法に基づく療養給付等を行う。